



令和5年3月1日
海上保安庁

海の安全を守るために

～イリジウム衛星※₁を用いた情報提供開始～

海上保安庁では、国際的な取り決めに基づき、従来から行われていたインマルサット衛星※₂による情報提供に加え、新たにイリジウム衛星でも捜索及び救難に関する情報並びにNAVAREA XI航行警報※₃を提供することになりました。

- 1 海上保安庁では、海上における遭難及び安全に関する世界的制度に従い、平成4年7月以来、インマルサット衛星を用いて捜索及び救難に関する情報並びに航海安全のための情報である NAVAREA XI 航行警報を、東アジア、北太平洋西部の海域を航行する船舶に提供してきました。
- 2 今般、国際海事機関及び国際水路機関の合意に基づき、関係諸外国においてもインマルサット衛星に加え、イリジウム衛星を用いてこれらの情報が提供されることになりました。これを受けて海上保安庁においても、令和5年3月1日からイリジウム衛星を用いた捜索及び救難に関する情報並びに NAVAREA XI 航行警報の提供を開始しました。
- 3 イリジウム衛星を用いた情報提供を開始したことで、より多くの船舶に海の安全を守るための情報が提供されるようになります。
- 4 海上保安庁は、引き続き国際的な枠組みに従って、捜索及び救難に関する情報並びに航海安全に必要な情報を適切に提供していきます。

※1 イリジウム社が運用する通信衛星

※2 インマルサット社が運用する通信衛星

※3 世界の海を21の区域に分け、各区域の調整国が航海安全に必要な情報を提供するもの。日本は東アジア及び北太平洋西部海域（XI）の調整国。